

国道利第33号
平成26年3月26日

各地方整備局長
沖縄総合事務局長] あて

国土交通省
道路局長

「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部改正について

標記通達（昭和42年11月13日付け建設省道政発第90号）の一部を次のように改正するので、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 記3(3)(イ)を次のように改める。

既存の占用物件における平成26年度以降の各年度の占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が、占用物件ごとに算出した前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、経過措置として当該調整占用料額とする。

2 別表1の16中「PHS無線基地局」を「工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局」に改める。

3 別表2の24を次のように改める。

「無線基地局の道路占用の取扱いについて」（平成26年3月26日付け国道利第32号）の無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線（「無線基地局の道路占用の取扱いについて」（平成26年3月26日付け国道利第32号）の別紙6(2)に掲げるもの）

4 別表3の6中「PHS無線基地局」を「工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局」に改める。

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和 42 年 11 月 13 日付け建設省道政発第 90 号建設省道路局長通達）

改正後	改正前																
1～2 (略)	1～2 (略)																
3 (略)	3 (略)																
(3) (略) (イ)既存の占用物件における平成 26 年度以降の各年度の占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が、占用物件ごとに算出した前年度の占用料の額に 1.2 を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、経過措置として当該調整占用料額とする。	(3) (略) (イ)既存の占用物件について占用料が増額となる場合における占用料の額の特例（経過措置）は、次のとおりとする。 (a) 電気事業者、ガス事業者及び電気通信事業者が設ける占用物件に係る占用料の額 平成 26 年度以降の各年度の占用料の額は、道路占用許可事務を行っている各事務所に対し占用料の支払い業務を行っている事業所ごとに算出した占用料の額が前年度の占用料の額に 1.2 を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、当該調整占用料額とする。 (b) (a)に掲げるもの以外の占用物件に係る占用料の額 平成 26 年度以降の各年度の占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が調整占用料額を超える場合には、当該調整占用料額とする。																
4～5 (略)	4～5 (略)																
別表 1	別表 1																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">減額対象となるもの</th> <th style="text-align: center; width: 15%;">占用料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～15 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16 工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">17～26 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	減額対象となるもの	占用料額	1～15 (略)	(略)	16 工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	(略)	17～26 (略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">減額対象となるもの</th> <th style="text-align: center; width: 15%;">占用料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～15 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16 P H S 無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">17～26 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	減額対象となるもの	占用料額	1～15 (略)	(略)	16 P H S 無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	(略)	17～26 (略)	(略)
減額対象となるもの	占用料額																
1～15 (略)	(略)																
16 工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	(略)																
17～26 (略)	(略)																
減額対象となるもの	占用料額																
1～15 (略)	(略)																
16 P H S 無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	(略)																
17～26 (略)	(略)																

改正後	
	免除するもの
1~23	(略)
24	「無線基地局の道路占用の取扱いについて」(平成26年3月26日付け国道利第32号)の無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線 （「無線基地局の道路占用の取扱いについて」(平成26年3月26日付け <u>国道利第32号</u>)の別紙6(2)に掲げるもの）
25~33	(略)

改正前	
	免除するもの
1~23	(略)
24	「PHS無線基地局の道路占用の取扱いについて」(平成7年1月26日付け建設省道政発第4号)の「街中に設置する無線基地局」に附帯するアンテナ、配管及び配線 （「PHS無線基地局の道路占用の取扱いについて」(平成7年1月26日付け建設省道政発第4号)の別紙6(2)に掲げるもの）
25~33	(略)

別表3

	令別表に掲げる占用物件	適用するもの
1~5	(略)	(略)
6	(略)	(略) ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔、 <u>工作物等</u> に添加する携帯電話等の小型の無線基地局、その他これに類する小型の無線基地局及び光アクセス装置
7~13	(略)	(略)

別表3

	令別表に掲げる占用物件	適用するもの
1~5	(略)	(略)
6	(略)	(略) ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔、PHS無線基地局、その他これに類する小型の無線基地局及び光アクセス装置
7~13	(略)	(略)

○道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和 42 年 11 月 13 日付け建設省道政発第 90 号）

最終改正：平成 26 年 3 月 26 日国道利第 33 号

昭和 42 年 10 月 26 日付け政令第 335 号で別添のとおり道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたので、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 工事開始等の告示

指定区間の一般国道において国土交通大臣が工事を行う場合の工事の開始又は完了の告示を行わないこととした。

なお、定期バスの運行の円滑化を図るため、工事の内容が定期バスの運行に影響を与えるような場合、例えば、工事の実施に当該道路が通行禁止又は一方通行の措置を必要とするとき、バスの停留所の移動を必要とするとき等の場合には、工事の開始又は完了の日をあらかじめ所轄地方運輸局陸運支局長に通知すること。

2 占用物件の追加

高速自動車国道又は自動車専用道路の区域において、道路の占用物件として休憩所、給油所及び自動車修理所を追加した。

これらの占用物件の許可基準については、別途通達する予定であるが、許可にあたつては当局と事前協議すること。

3 占用料の額

(1) 道路法施行令（以下「令」という。）第 19 条第 1 項

(イ) 占用の期間が翌年度以後にわたる場合は、年度ごとに占用料を算出して徴収する。

(ロ) 1 件の占用許可に係る年度ごとの占用料の額が 100 円に満たない場合は、占用料の額を 100 円とする。

(2) 令第 19 条第 3 項

(イ) 占用料を減額するもの・・・別表 1 のとおり

(ロ) 占用料を免除するもの・・・別表 2 のとおり

(3) 占用料の特例

(イ) 既存の占用物件における平成 26 年度以降の各年度の占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が、占用物件ごとに算出した前年度の占用料の額に

1.2 を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、経過措置として当該調整占用料額とする。

(ロ) 別表 1 の減額対象となるもの及び占用料額並びに別表 2 の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかるわらず、これらによることが著しく不適当と認められる特別の事情が存する場合には、令で定める占用料の額の範囲内で、地方整備局長若しくは沖縄総合事務局長（以下「担当整備局長等」という。）は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。

(4) 令別表適用の運用

- (イ) 削除
- (ロ) 令別表中備考 8 の計算は、占用物件 1 個ごとにを行う。
- (ハ) 占用料の額が月額で定められているものの月の計算は、民法第 143 条の規定による。

4 特殊な占用物件の令別表適用

別表 3 のとおり

5 その他

- (1) 占用者以外の者が占用物件に新たな物件を添加した場合及び占用者が自己の占用物件に占用目的外の物件を新たに添加した場合には、当該物件について別途別表に定める占用料を徴収する。
- (2) 更新もれの占用物件は、新規占用として処理する。
- (3) 新規の占用物件については、減免の適用を受けるものを除き、令で定める占用料の額を徴収する。
- (4) 督促状を発する場合、督促状に指定する納付すべき期限は、その発行の日から 20 日以上 30 日以内とする。

別表1

減額対象となるもの	占用料額
1 民営の水道事業（専用水道事業を除く。）に係るもの	令で定める額に50%を乗じて得た額
2 バス停留所標識、地下鉄出入口案内標識	
3 駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。）及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	令で定める額に25%を乗じて得た額
4 駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場	令で定める額に4分の1を乗じて得た額
5 地下街のく体内に存する公共施設である地下駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された地下駐車場）	令で定める額に4分の1を乗じて得た額 （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和43年9月20日付け建設省道政発第44号）の記1（1）ロに掲げるもの）
6 地下街のく体内に存する公共施設である機械室、洗面所、案内所、無料休憩所、保安要員詰所等	令で定める額に2分の1を乗じて得た額 （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和43年9月20日付け建設省道政発第44号）の記1（1）ハに掲げるもの）
7 アーケード	令で定める額に20%（積雪の度が特にはなはだしい地域及び降灰地域にあっては10%）を乗じて得た額（積雪の度が特にはなはだしい地域及び降灰地域にあっては、道路交通の利便に著しく寄与すると認められるものについては、免除することも差し支えない。） （「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第3号）の記1（5）に掲げるもの）
8 公益法人が設ける有線テレビ（CATV）の架空道路縦断電線	令で定める額に50%を乗じて得た額
9 公安委員会の設置する交通信号灯を無	

10	電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓 標識又はバス・軌道の停留所標識に添加 された広告（以下「添加広告」という。） 及び建物、へいその他道路区域外の工作 物又は物件に添加され、道路区域内に突 出する広告（突出看板）のうち、表裏2 面に表示しているもの	令で定める額に 70%を乗じて得た額 (添加広告のうち、卷付広告について は、令で定める額に 35%を乗じて得た 額)。 （「占用料徴収事務の取扱いについて」 (平成8年1月26日付け建設省道政發 第3号)の記1(6)に掲げるもの）
11	別表2の22を除き、国、地方公共團 体又はこれに準ずる公法人から出資を受 け、主として地下鉄の形態により公共的 な目的をもつて設立された事業主体（以 下「地下鉄道事業者」という。）の保有す る鉄道等に係るもの	令で定める額に 25%を上限として地 方整備局長等が当局との事前協議を経 て定める率を乗じて得た額
12	第3セクターの地下鉄道事業者のう ち、その資本構成において、国、地方公 共団体又はこれに準ずる公法人の出資の 比率が50%未満のもの	（事業主体の経営状況等を勘査して必 要と認められる場合には、その70%相 当額を限度としてさらに減額すること ができる。） （「鉄道施設に係る占用料徴収事務の 取扱いについて」(平成元年10月23日 付け建設省道政發第59号)の別紙1及 び4に掲げるもの）
13	第3セクターの地下鉄道事業者のう ち、その資本構成において、国、地方公 共団体又はこれに準ずる公法人の出資の 比率が50%以上のもの	令で定める額に 13%を乗じて得た額 (事業主体の経営状況等を勘査して必 要と認められる場合には、その70%相 当額を限度としてさらに減額すること ができる。) （「鉄道施設に係る占用料徴収事務の 取扱いについて」(平成元年10月23日 付け建設省道政發第59号)の別紙2及 び4に掲げるもの）
14	別表1の12又は13にかかわらず、第 3セクターの地下鉄道事業者が第3種鐵 道事業を經營する場合において、当該第 3セクターの地下鉄道事業者の所有する 鉄道線路について使用し又は譲渡を受け ようとする者が、別表2の1、3及び22	令で定める額に 10%を乗じて得た額 (事業主体の経営状況等を勘査して必 要と認められる場合には、その70%相 当額を限度としてさらに減額すること ができる。) （「鉄道施設に係る占用料徴収事務の

	の適用を受ける者（以下「免除事業者」という。）であるとき、又は第3セクターの地下鉄道事業者が免除事業者と相互乗り入れを行う場合	取扱いについて」（平成元年10月23日付け建設省道政発第59号）の別紙3及び4に掲げるもの
15	タクシー事業者の団体が設けるタクシ一乗場に附隨するベンチ及び上屋	令で定める額に50%を乗じて得た額（「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」（平成6年7月19日付け建設省道政発第37号）の記2に掲げるもの）
16	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	基礎局1基当たり令で定める額に30%を乗じて得た額（「占用料収取事務の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第3号）の記1（4）に掲げるもの）
17	道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）	令で定める額に9分の1を乗じて得た額（「電線類の地中化に伴う占用料の額の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第4号）の記1（1）及び記2に掲げるもの）
18	電線類が上空に設置されていない道路において、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）	令で定める額に9分の1を乗じて得た額（「電線類の地中化に伴う占用料の額の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第4号）の記1（2）及び記2に掲げるもの）
19	「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」（平成9年3月14日付け建設省道政発第35号）における共同収容を他の事業者が占用物件を敷設するために利用し、かつ電線の芯線の一部のみを所有する場合	単独で電線を敷設する場合の占用料の額の3分の1を乗じて得た額（「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」（平成9年3月14日付け建設省道政発第35号）の記6（2）に掲げるもの）
20	「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」（平成22年2月24日付け国道利発第27号、国道地環発第29号）の別添5に定める柱状型機器	令で定める額（路上に設ける変圧器）に9分の1を乗じて得た額（「無電柱化の推進に伴う占用料の取扱い等について」（平成16年5月17日付け国道利第15号）の記1に掲げるも

		(の)
21	「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成17年3月31日付け国道利第45号)の記1上記(3)の期間における記(2)に該当するもの	令で定める額に70%を乗じて得た額 (他の減額措置を講じる場合は、他の減額措置を講じた後の額に70%を乗じて得た額) 〔「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成17年3月31日付け国道利第45号)の記1(4)前段に掲げるもの〕
22	電線共同溝、キャブ等に設ける電線類 (「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。)	令で定める額に80%を乗じて得た額 (「電線類の地中化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」(平成23年3月10日付け国道利第8号)の記1(1)及び記2に掲げるもの)
23	別表1の22ヒ一体不可分なもの(麥圧器等の地上機器をいう。)	令で定める額に9分の1を乗じて得た額 (「電線類の地中化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」(平成23年3月10日付け国道利第8号)の記1(2)及び記2に掲げるもの)
24	令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備	左記の占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など)が行われる場合にあっては、令で定める額に10%を乗じて得た額(ただし、別に定める減額措置は適用しない) (「道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」(平成25年7月1日付け国道利第3号)の記1、2及び3に掲げるもの)
25	都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第15条に掲げる以下のもの ① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの ② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの ③ 令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの	左記の占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など)が行われる場合にあっては、令で定める額に10%を乗じて得た額(ただし、別に定める減額措置は適用しない) (「道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」(平成25年7月1日付け国道利第3号)の記1、2及び3に掲げるもの)
26	前各号に掲げるもののほか、慣行等から令で定める額の占用料を徴収することが不適当であると地方整備局長等が当局との事前協議を経て認めたもの	令で定める額に地方整備局長等が当局との事前協議を経て定める率を乗じて得た額

別表2

	免除するもの
1	地方財政法第6条に規定する公営企業に係るもの
2	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し又は災害復旧工事を行う鉄道施設に係るもの
3	鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるもののに供する施設（本線、支線及び車庫等への引込線）及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるもののに供する施設（以下「鉄道等」という。）に係るもの（主として地下鉄の形態により鉄道事業を經營する者の保有する鉄道等に係るもの（除く。）であって、道路が鉄道等の敷地を無償で使用する場合なお、軌道法に基づく軌道に係る占用料は、軌道法に基づく命令が未制定のため徴収できない
4	公職選挙法による選挙活動のために使用するもの
5	街灯（アーチ型のものを除く。）
6	農道、林道その他の公共道路（公衆が常時道路交通の一環として通行している道路）
7	道路の附屬物を無償で添加している電柱又は電話柱
8	占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱
9	公共的団体が設置する有線放送電話柱
10	公共的団体又は電気事業者（卸供給事業者を除く。）若しくは電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線（ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあっては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）
11	ガス、電気、電気通信（認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。）、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
12	公共的団体が設ける水管及び下水道管
13	積雪の度がはなはだしい地域におけるがんぎ
14	無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場
15	かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
16	カーブミラー
17	くずかご、花壇、掲示板等で營利目的がなく道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与するもの
18	地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件（地上権等設定の際、占用料徴収を前提としている場合はこの限りではない。）
19	「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」（平成18年12月20日付け国道利第42号）の記1①から④までのいずれにも該当する架空の各戸

	引込電線 (「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」(平成 18 年 12 月 20 日付け国道利第 42 号) 2 (4) に掲げるもの)
20	地下街のく体内に存する公共施設である地下通路（店内通路を除く） (「占用料徴収事務の取扱いについて」(昭和 43 年 9 月 20 日付け建設省道政発第 44 号) の記 1 (1) イに掲げるもの)
21	公益法人が設置する有線テレビ（CATV）電柱及びその支柱、架空の道路横断電線及び各戸引込電線
22	東京地下鉄株式会社の保有する鉄道等に係る占用料は、路上施設（通風孔、出入口等）に係るものを除き、当分の間、徴収しない
23	高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティ道路、遊歩道、道路の駅、サービスエリアなどに設置されるもので、広告の添加及び営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋（「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」(平成 6 年 7 月 19 日付け建設省道政発第 37 号) の記 1 に掲げるもの)
24	「無線基地局の道路占用の取扱いについて」(平成 26 年 3 月 26 日付け国道利第 32 号) の無線基地局に附帶するアンテナ、配管及び配線 (「無線基地局の道路占用の取扱いについて」(平成 26 年 3 月 26 日付け国道利第 32 号) の別紙 6 (2) に掲げるもの)
25	水路に蓋掛けした通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの (「占用料徴収事務の取扱いについて」(平成 8 年 1 月 26 日付け建設省道政発第 3 号) の記 1 (7) に掲げるもの)
26	「WLL 方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」(平成 10 年 7 月 10 日付け建設省道利発第 3 号) の無線装置（蓄電池箱を除く）に附帶するアンテナ、配管及び配線 (「WLL 方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」(平成 10 年 7 月 10 日付け建設省道利発第 3 号) の別紙 6 (3) に掲げるもの)
27	「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」(平成 11 年 3 月 31 日付け建設省道政発第 31 号) の記 2 において新規の占用の許可の申請を要しないこととされた事業者が設置するもの (「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」(平成 11 年 3 月 31 日付け建設省道政発第 31 号) の記 5 に掲げるもの)
28	「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」(平成 22 年 2 月 24

	日付け国道利発第 27 号、国道地環発第 29 号) の 5 に定める支持柱 (「無電柱化の推進に伴う占用料の取扱い等について」(平成 16 年 5 月 17 日付け国道利第 15 号) の記 2 に掲げるもの)
29	「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成 17 年 3 月 31 日付け国道利第 45 号) の景観重要道路における既存物件に係る年度末までの占用料が既に納付されているものにつき、当該通達の記 1 (2) に該当するものとして、当該年度の途中の日からの占用の新規申請が行われたもの (「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成 17 年 3 月 31 日付け国道利第 45 号) の記 1 (4) 後段に掲げるもの)
30	バス停留所に附隨して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所
31	建築基準法第 85 条第 1 項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第 1 号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
32	電気事業者及び電気通信事業者が設置する支柱及び支線 (「道路管理システムの導入に伴う占用許可事務の取扱いについて」(平成 3 年 3 月 29 日付け建設省道政発第 31 号) の記 5 (1) に掲げるもの)
33	前各号に掲げるもののほか、慣行等から占用料を徴収することが不適当であると地方整備局長等が当局との事前協議を経て認めたもの

別表3

令別表に掲げる占用物件		適用するもの
1 法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱、第 2 種電柱、第 3 種電柱	ガス事業者が設ける電磁防食等のための電力引込柱
2	第 1 種電話柱、第 2 種電話柱、第 3 種電話柱	電気事業者が設ける電力保安通信設備（独立電話柱）
3	その他の柱類	支線柱（線及び柱により電柱を支えるもの）
4	路上に設ける変圧器	路上に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等
5	地下に設ける変圧器	地下に設ける開閉器、低压分歧装置、高圧キャビネット等
6	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔、工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局、その他これに類する小型の無線基地局及び光アクセス装置
7	その他のもの	バス待合所、時刻表示板、非常用救助袋固定環（一対で 1 m ² とする。）及び電気自動車のための充電機器
8 法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設	鉱石運搬のための索道及びその保施設	鉱石運搬のための索道及びその保施設
9 法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	その他のもの	地下駐車場、通路（上空又は地下に設けるもの以外のもの）及びベルトコンベア
10 法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設		コインロッカー、靴みがき及び新開売り
11 令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板	ショーウィンド及びサインポール
12	標識	商店・会社・商品名を表示せず理容所、クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内板及びバス停留所標識
13	アーチ	アーチ型の街灯

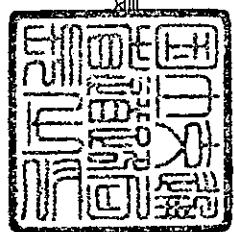
国道利第33号 - 4
平成26年3月26日



高知県知事 殿

国土交通省

道路局長



「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部改正について

標記の件について、別紙のとおり各地方整備局長等あて通知しましたので、参考までに送付します。

なお、都道府県におかれでは、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あてこの旨通知願います。